

市有財産の売払い（不落物件）に関する募集要領

市有財産の一般競争入札による売払いにおいて、落札されなかった物件（以下「不落物件」という。）について、先着順により買受人を募集します。
購入を希望される方は、この募集要領を御確認のうえ、お申込みください。
申込者は、本募集要領の内容を理解し、了承しているものとみなします。

1 売払う市有財産

現在募集中の先着順により売払う市有財産は、別紙「先着順による市有財産売払い物件（一覧）」に記載されている物件です。

2 申請方法

購入を希望される方は、次の書類を申請受付場所に直接持参で提出してください。
ファックス、電子メール等による申込みは受け付けません。

- (1) 市有財産（不落物件）売払申請書（第1号様式）
- (2) 住民票（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）の写し
- (3) 印鑑証明書（申請書に押印した実印のもの）
- (4) 誓約書（第2号様式）

※なお、(2)、(3)は交付日から3か月間が有効期間です。有効期限を過ぎている場合は再交付をうけてください。

3 申請受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

4 申請受付場所

沼津市財務部資産活用課（沼津市役所3階）

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 ☎055-934-4884

5 買受人の決定

(1) 買受人の資格

次のいずれかに該当する法人又は個人は、買受人になることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決

定を受けている者を除く。)

エ 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員

(2) 決定方法

各物件の最低売払価格以上の買受金額を提示した申請者を、先着順により買受人に決定します。なお、複数の申請者が同時に申請書を提出したときは、最高の買受金額を提示した申請者を買受人に決定します（提示金額が同額である場合には、くじにより決定します）。

(3) 決定通知

買受人に決定した申込者には、売払決定通知書を送付します。

6 契約手続

(1) 契約の締結

売買契約の締結は、売払決定通知書の送付日から起算して14日以内となります。

契約締結は、沼津市が買受人の方とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

(2) 契約保証金

売買契約の締結と同時に、契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付していただきます。この契約保証金は、売買代金に充当することができます。

なお、売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付される場合には、契約保証金を納付する必要はありません。

(3) 売買代金の納付

売買代金は、契約締結日から30日以内に、沼津市が発行する納入通知書により納付をしていただきます。

契約保証金を売買代金に充当する場合であって、契約保証金の額が売買代金の額に満たないときは、その差額を沼津市の発行する納入通知書により納付していただきます。

(4) 契約の解除

契約者の責めに帰さない事由により、当該契約に係る責務の履行をすることができなくなったときは、書面により、契約の解除を申し出てください。やむを得ないものであると認められるときは当該契約を解除することができます。

正当な理由がなく納付期限までに売買代金を納めない場合は、契約解除となり、契約保証金は市に帰属します。

7 所有権の移転登記

売買代金の納付後、沼津市が所有権移転登記を行います。登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

なお、登録免許税が3万円以内の場合は、登録免許税分の収入印紙を沼津市に提出してください。

必要書類

- ・住民票（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）の写し
- ・登録免許税額

土地：固定資産税評価額*の1,000分の15

※上記の1,000分の15の軽減税率の適用は、令和5年度の税制改正により、令和8年3月31日まで延長

建物：固定資産税評価額*の1,000分の20

（※固定資産税評価額は契約金額とは異なります。）

8 その他注意事項

- 物件調書の記載事項については、先着順による市有財産売払い物件（一覧）の公表日時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。必ず申請者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 物件の引渡しは現況有姿となります。物件敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。
- 物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- 各種供給処理施設（電気・上下水道・ガス等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- 物件の利用制限等については、各自で関係機関等に御確認ください。

※ 本募集要領に基づく申込があつた時点で速やかに売買のための手続きに入ります。融資等を受ける場合は、必ず申込までに売買代金支払いの流れについて、金融機関等と十分に調整、確認をしておくようお願いいたします。申込後、金融機関等の手続きに合わせるため、本募集要領の内容を変更することはできません。

※ 本募集要領及び物件調書などの記載事項はよく読んでください。申込者は募集要領や物件調書を熟知し、全ての募集内容、手続き方法等について了承しているものとみなします。